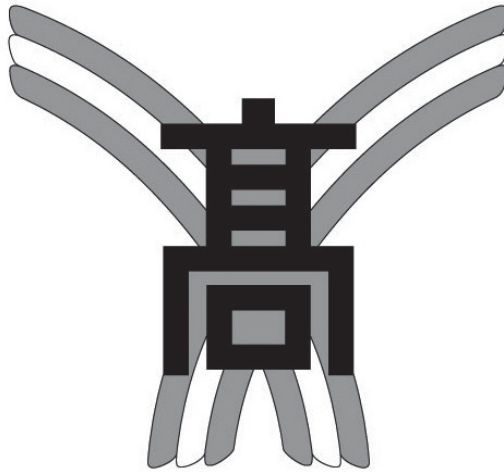


生徒手帳

令和8年度

広島市立美鈴が丘高等学校

校章



校章の由来

校名である美鈴が丘高等学校の「美」を象りながら、同時に、フェニックスの羽ばたきを描出している。

「叡智」と「実践」の両翼を広げて、力強く、未来に向かって飛翔する本校の建学の精神を象徴している。

広島市立美鈴が丘高等学校

〒731-5113

広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目13番1号

TEL (082) 927-2249

FAX (082) 927-5530

校 訓

進 取

自ら、より良いものをもとめること

友 愛

互いのことを思いやること

節 度

その場にあった行動をすること

目指す美高生像

- 1 時代に合わせて変化しながらも、その場に応じて、校内・校外に関わらず、最適な行動をすることができる
- 2 周りの人のことを考えて、節度ある行動ができる

努 力 目 標

- 1 意欲をもって授業にのぞみ、学習の習慣を確立しよう。
- 2 自ら将来の進路の選択・計画をすすめよう。
- 3 節度のある自主的・実践的な態度を育て、よりよい学校の創造を目指そう。
- 4 あいさつを交わし、温かい人間関係をつくろう。
- 5 環境の整備・美化に努めよう。

広島市立美鈴が丘高等学校校歌

作詞 松本 修明

作曲 斉藤 英敏

監修 山田 年康



1. あ か ね く も わ ー く さ え き の こ ほ
2. み ど り か が よ ー ふ ま な び の お か
3. あ め の た づ む ー ら は く あ の や か



り よ ろ づ よ な が る や は た が
べ は る か に の そ む い つ く し
た に ほ ひ さ か ゆ る しゃ ら の は



わ た か き ー ぶ ん か に え い ち を み が
ま と わ の ー へ い わ を あ ま ね く そ ら
な う ま し ー り そ う に お も ひ を は せ



く し
に み す す が お か の わ こ ー ー どの ゆ
て せ



ん し ゅ の き は く む ね に あ ふ る る
う あ い ふ か き お も ひ あ ふ る る
つ ど を た だ す き ほ ひ あ ふ る る

広島市立美鈴が丘高等学校校歌

作詞 松本修明

作曲 斉藤英敏

監修 山田年康

- 1 ^{あかねくも}茜雲湧く ^{こほり}佐伯の郡
^{よろづよ}万代流る ^{八幡川}八幡川
^{たか}貴き文化に ^{叡智を磨く}叡智を磨く
美鈴が丘の ^{若人の}若人の
^{しんしゆ きはく}進取の気魄 ^{胸に溢るる}胸に溢るる
- 2 ^{かがよ}緑耀ふ ^{おかべ}学びの丘邊
^{いつくしま}遙かに望む ^{巖島}巖島
^{とわ}久遠の平和を ^{あまねく宙に}あまねく宙に
美鈴が丘の ^{若人の}若人の
^{おもひ}友愛深き ^{情熱溢るる}情熱溢るる
- 3 ^{たづむら}天の鶴群 ^{やかた}白堊の校舎
^{にほ}匂ひ栄ゆる ^{しやら はな}沙羅の華
^{うま}美し理想に ^は思ひを馳せて
美鈴が丘の ^{若人の}若人の
^{きは}節度を正す ^{勢ひ溢るる}勢ひ溢るる

広島市立美鈴が丘高等学校応援歌

Bright Samba M. M=144

作詞 松本 修明

作曲 斉藤 英敏

The musical score is written in 4/4 time with a key signature of one flat (B-flat). It consists of eight staves of music with corresponding Japanese lyrics. The lyrics are arranged in two columns, with the first column starting on the first staff and the second column starting on the second staff. The score includes various chords such as C, Dm7, G9, Dm, Em, E7, Am, A7, F, Fmaj7, and G7. There are also triplets and first/second endings indicated by '1' and '2'.

1. ゆめはるか はくあのそのに
2. いのちも え みどりのにわに

つどいよる われらわこうど
むすびあう ともとのきすな

しれんのみち - ひとすじに
しょうりのみち - ひとすじに

いどむはいま - わがともよ
たえるはいま - わがともよ

きたえぬい - た - とうしをみよ
えいこうのはた - そらにま - い

1. われらみすすがおか -
2. われらみすすがおか -

広島市立美鈴が丘高等学校応援歌

作詞 松本修明

作曲 斉藤英敏

一 ゆめ理想遥か はくあ その白亜の学園に
つど集い寄る わこうどわれら若人
試練の道 一筋に
挑むはいま わが友よ
鍛え抜いた 闘志を見よ
われら 美鈴が丘

二 いのち生命燃え に わ緑の校庭に
結びあう きずな友との絆
勝利の道 一筋に
たえる忍耐はいま わが友よ
栄光の旗 空に舞い
われら 美鈴が丘

生徒心得

この心得は、本校に学ぶ生徒が学校生活を正しく理解し、その中で自分の在り方を学ぶことによって、有為な社会人としての力が育っていくことを願って作成したものである。

- I 学習こそ生徒の本分である。予習・復習を怠らず、毎日の授業を大切にして、自ら励み自ら努めよう。
- II 集団生活に積極的に参加し、進取・友愛・節度の三本柱に根差したクラスづくり、学校創造に努力しよう。
- III 生徒会活動・部活動に積極的に参加して、自ら特性を伸ばし、はつらつとした学校生活を送ろう。
- IV 社会における礼儀の意味を理解し、時と場に応じて正しい礼儀作法がとれるようにしよう。
特にあいさつは、敬愛と親愛のあらわれである。外来者、教職員、友人へのあいさつを大切にしよう。
- V 「ひろい心」「すこやかな体」「豊かな創造力」を育み、自らの改善発達に努めよう。

<校内生活>

- 1 8：25までに登校する。8：30までにHRに入室していない場合は遅刻とする。
- 2 次の下校時間を守る。
夏季……2月1日～11月2週目 19：00
冬季……11月3週目～1月末日 18：30
部活動の時間については次のようにする。
夏季……18：30までに活動を終了し、19：00までに完全下校する。
冬季……18：00までに活動を終了し、18：30までに完全下校する。

- 3 登校後、授業終了時までは無断で外出しない。やむを得ず外出するときは、HR担任の許可を受けて外出し、帰校後はその旨届ける。
- 4 学校の教育活動に不必要なもの（トランプ、将棋などの遊戯道具、マンガなどの雑誌）は持っていない。
又、携帯電話、スマートフォンについては、校内使用禁止とする。（電源を切ってロッカー内に保管する）
- 5 公共物を大切にす。もし万一施設・設備や備品を破損した場合には、直ちに届け出る。
- 6 教室その他の校舎の使用及び備品の借用をする際は、所定の願いを事務室に提出し、許可を得る。
- 7 火災予防、災害防止については、十分注意する。
- 8 校内美化に努め、生徒同士が助け合い、その責任を遂行して環境整備に努める。
- 9 学校生活は、あくまで学問と心身を鍛えることが中心となる。
特別の事情がない限り欠席・欠課・遅刻・早退をしない。

(1) 欠席の場合

- イ 始業前（8時30分まで）に保護者を通じてClassiでHR担任に届ける。
- ロ 特別欠席（忌引の場合）は次の通りとする。

父 母……………7日以内
祖 父 母……………3日以内
兄弟姉妹……………3日以内
伯叔父母……………1日以内
曾祖父母……………1日以内

(2) 遅刻の場合

所定の場所で遅刻届を記入し、遅刻届を生活指導室に提出し、入室届を授業担当の先生に提示して、入室許可を求める。
なお、授業終了後、直ちにHR担任に遅刻した旨を届ける。

(3) 早退の場合

Classiに早退の理由など必要事項を記入してH R担任に届け、許可を受けて下校する。なお、帰宅後、直ちにH R担任に連絡する。

<校外生活>

- 1 服装は、本校生徒としての自覚のもと、華美にならないものを着用する。
- 2 遊戯場（パチンコ店など）への出入りは厳に慎む。
- 3 アルバイトは原則として禁止する。
- 4 旅行をする時は、保護者及びH R担任とよく相談し、所定の願を提出し許可を受ける。
- 5 保護者に無断で外出や外泊をしない。

<交通安全>

- 1 自動車、バイク等の運転免許取得は許可しない。無断で免許取得してはならない。
- 2 交通事故にあった場合は、保護者・警察・学校に連絡する。相手の名前・連絡先を控える。
- 3 自転車通学
 - (1) 交通法規を正しく守り、事故防止に努める。
 - (2) H R担任を通じて、自転車通学許可願を生活指導部に提出する。自転車通学を認められた者はステッカーを受け取り、自転車後部に貼る。
 - (3) 自転車は、防犯登録をすること。
 - (4) ハンドルは標準型とし、変形ハンドルは使用しない。
 - (5) 自転車保険に加入すること。
 - (6) 自転車は指定された自転車置場に置き、必ず2か所施錠する。
 - (7) 登下校時において、速度及び歩行者には十分に注意する。
 - (8) 安全のため、登下校中はヘルメットを必ずかぶること。

<服装>

登校時の服装は本校指定のものを着用し、常に高校生らしい清潔さに気をつける。これは、社会人としてのマナーを身につけるために有用なことである。よって、下記の注意点を守り端正に着用するように心がける。

- 1 冬服装・夏服装の着用期間は原則として次のとおりとするが、気候や体調等により各自で判断してよい。

冬服装 11月1日～4月30日

夏服装 5月1日～10月31日

- 2 冬服装は、原則次のとおりとする。

- (1) 本校指定の通学服（男子はブレザーとスラックス、女子はブレザーとスカート又はスラックス）に、本校指定の長袖カッターシャツを着用する。男子は指定のネクタイ、女子は指定のネクタイ又はリボンを着用する。
- (2) 校内ではブレザーを脱いで過ごすことを認める（指定のベスト、セーターの着用は自由）。ただし、始業式、終業式、入学式、卒業式等の儀式的行事の際は、ブレザーを着用する。

- 3 夏服装は、原則次のとおりとする。

- (1) 本校指定の半袖又は長袖カッターシャツに、男子は指定のスラックス、女子は指定のスカート又はスラックスを着用する。
 - (2) ブレザー、ネクタイ、リボン、ベスト、セーターの組合せは自由とする。ただし、ブレザー着用時は、男子は指定のネクタイ、女子は指定のネクタイ又はリボンを必ず着用すること。
 - (3) カッターシャツの下に着用するものは華美でなく、衿、袖から出ないものとする。
- 4 通学服の変形は一切認めない。なお、スラックスの裾はシングル、スカートの丈は膝頭の中心から上下5cmの間とする。

- 5 防寒着は、白、黒、紺、灰色を基調とした 華美でなく大きな
ロゴのないものを着用する。ただし、部活動指定の学校名の
入ったものは 認める。
- 6 ソックスは、白、黒、紺、灰色の無地のものを着用する（ワ
ンポイントは可）。11月から3月までは黒のタイツを着用し
てもよい（網目・模様入りは不可）。
- 7 履物は、黒色のローファー型の革靴若しくは機能的で華美で
ないスポーツシューズ（体育や部活動で使用可能なもの）と
する。校舎・講堂内では指定の上履とし、体育館では体育館
シューズとする。
- 8 髪型は高校生らしく清楚なものとし、特異な髪型（カール、
パーマネント、着脱色、ヘアワックスやヘアアイロンによる
整髪など）をしてはならない。髪飾りは認めない。
- 9 口紅、アイシャドー、アイライン、マニキュア等の化粧をし
てはいけない。リップクリームは、無色透明のものに限り使
用してよい。イヤリング、ピアス、指輪、ネックレス等の装
身具は着用してはいけない。カラーコンタクトレンズは認め
ない。
- 10 ベルトは、黒、紺、茶色の無地のものとし、必ず着用する。
サスペンダー等は認めない。
- 11 病気その他の理由で異装する場合は、HR 担任に理由及び期
間を届けて生活指導部の許可を受ける。

タブレット端末 学習活動での 使用に関する規約

1 タブレット端末の使用目的について

タブレット端末は、以下のような場面を目的として使用します。
なお、教員のタブレット使用に関する指示に従ってください。

- ① 授業や家庭で行う学習活動（学習資料やレポート、プレゼンの作成等）
- ② ホームルーム活動（担任や学校からの連絡や行事、アンケート調査等）
- ③ 部活動（顧問からの連絡や技術向上のための情報共有等）

2 タブレット端末の使用上の注意

タブレット端末を使用する時は以下の点に気をつけてください。

- ① 充電は自宅で行う。（学校の電源を使用することはできません）
- ② ID・パスワードは確実に管理する。（ログイン時のブラウザへの自動記録だけでなく、スクリーンショット等で保管）
- ③ 端末の貸し借りはしない。（個人の持ち物ですので、自分以外の人に貸さないようにしましょう）
- ④ タブレット端末を用いた録音や撮影は先生の指示や許可があったときに限る。

3 タブレット端末に関する指導について

タブレット端末を上記1,2に従って適切に使用できない場合には以下の指導を行います。

- ① タブレット端末使用違反に関わる反省文
- ② 違反を複数回繰り返す場合は、保護者来校による指導をする場合があります。（保護者来校は原則授業日の8:20~16:50に行います）

諸届・願・許可の手續方法

生徒は自己の動静について、常にHR担任に連絡するとともに、所定の手続を行わなければならない。

1 届

種類	手続	用紙
欠席、遅刻 早退、欠課	担任（保護者より事前連絡し、後日届ける）	遅刻届、 Classiへの連絡
住所、名前の変更	担任 → 事務室	住所・ 名前変更届、 住民票の写し
施設・設備 備品等の破 損・紛失	担任 → 事務室	破損・紛失届
交通違反・ 事故	担任 → 生活指導部	口頭
所持品の紛 失・拾得	生活指導部	口頭

2 願

種類	手続	用紙
退学・転学・ 休学・復学	担任 → 教務部	退学・転学・ 休学・復学願
各種証明書 交付	担任 → 事務室	証明書交付願
生徒証明書再 交付	担任 → 事務室	生徒証明書再 交付願
通学定期	事務室	各社指定

3 許可

種 類	手 続	用 紙
自転車通学 願	担任 → 生活指導部	自転車通学 許可願
旅 行	担任 → 管理職	旅行願
異 装	担任 → 生活指導部	異装願
アルバイト	担任 → 生活指導部	アルバイト 許可願
物品借用 (文化祭, 体育祭)	関係職員	物品借用願
校内からの 外出	担任	各種外出届
校舎・校具 の使用	関係職員 担任 → 事務室 顧問	施設・設備 使用許可願
部活動 (試合等)	担任 顧問 → 教科担任 ※宿泊の場合、保護者の 承諾書をそえる	公認欠課・ 欠席願

日 課 表

7 限 授 業 日				6 限 授 業 日			
火 曜 日		木 曜 日		月曜日・水曜日・金曜日			
読 書	8 : 30 ~ 8 : 40	読 書	8 : 30 ~ 8 : 40	読 書	8 : 30 ~ 8 : 40	読 書	8 : 30 ~ 8 : 40
S H R	8 : 40 ~ 8 : 45	S H R	8 : 40 ~ 8 : 45	S H R	8 : 40 ~ 8 : 45	S H R	8 : 40 ~ 8 : 45
1 限	8 : 50 ~ 9 : 40	1 限	8 : 50 ~ 9 : 40	1 限	8 : 50 ~ 9 : 40	1 限	8 : 50 ~ 9 : 40
2 限	9 : 50 ~ 10 : 40	2 限	9 : 50 ~ 10 : 40	2 限	9 : 50 ~ 10 : 40	2 限	9 : 50 ~ 10 : 40
3 限	10 : 50 ~ 11 : 40	3 限	10 : 50 ~ 11 : 40	3 限	10 : 50 ~ 11 : 40	3 限	10 : 50 ~ 11 : 40
4 限	11 : 50 ~ 12 : 40	4 限	11 : 50 ~ 12 : 40	4 限	11 : 50 ~ 12 : 40	4 限	11 : 50 ~ 12 : 40
昼 休 憩	12 : 40 ~ 13 : 25	昼 休 憩	12 : 40 ~ 13 : 25	昼 休 憩	12 : 40 ~ 13 : 25	昼 休 憩	12 : 40 ~ 13 : 25
5 限	13 : 25 ~ 14 : 15	5 限	13 : 25 ~ 14 : 15	5 限	13 : 25 ~ 14 : 15	5 限	13 : 25 ~ 14 : 15
6 限	14 : 25 ~ 15 : 15	6 限	14 : 25 ~ 15 : 15	6 限	14 : 25 ~ 15 : 15	6 限	14 : 25 ~ 15 : 15
7 限	15 : 25 ~ 16 : 15	7 限	15 : 25 ~ 16 : 15	S H R	15 : 20 ~ 15 : 30	S H R	15 : 20 ~ 15 : 30
S H R	16 : 20 ~ 16 : 30	清 掃	16 : 20 ~ 16 : 30	清 掃	15 : 30 ~ 15 : 40	清 掃	15 : 30 ~ 15 : 40
清 掃	16 : 30 ~ 16 : 40						
備 考	生徒登校時刻 8 : 25 生徒下校時刻 夏季2月1日～11月第2週 19 : 00 (部活動18 : 30までに活動終了し、19 : 00までに完全下校) 冬季11月第3週～1月末日 18 : 30 (部活動18 : 00までに活動終了し、18 : 30までに完全下校)						

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は広島市立美鈴が丘高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は広島市立美鈴が丘高等学校生徒全員をもって構成する。

第3条 本会は広島市立美鈴が丘高等学校内に置く。

第4条 本会は相互信頼の精神に則りより良い校風を樹立するために各自が自主的に責任を持って行動することを目的とする。

第5条 本会は第4条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 生徒の自治に関する事。
- 2 生徒の文化、教養に関する事。
- 3 生徒の福祉、厚生に関する事。
- 4 生徒の体育、保健に関する事。
- 5 同種他団体との親睦に関する事。
- 6 その他必要な事。

第6条 本会会員は別に定める会費、特別費を納入する義務がある。

第2章 機 関

第7条 本会は次の機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 総 務
- 3 ホームルーム委員会
- 4 専門委員会
- 5 選挙管理委員会
- 6 会計局
- 7 書記局
- 8 部長会

第8条 本会には次の監査機関を置く。

監査局

第9条 すべての会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。但し会則、細則、規定の改正・廃止の場合は3分の2以上とする。

第10条 総務の附属機関として各部の部長で構成する部長会を置く。

第11条 部長会は次の事項を行う。

- 1 各部の向上に関すること。
- 2 各部の調整、統制及び連絡。
- 3 その他必要なこと。

第3章 生徒総会

第12条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第13条 生徒総会は広島市立美鈴が丘高等学校生徒全員をもって構成する。

第14条 生徒総会には議長1名、副議長1名、書記1名を置く。議長及び副議長はホームルーム委員会（以下HR委員会という）が会員の中からこれを指名し生徒総会の承認を必要とする。書記は総務役員がこれにあたる。

第15条 生徒総会は毎年1回の定例会をもつほか次の場合に特別会をもち会長がこれを招集する。

- 1 生徒会長の要請があった場合。
- 2 HR委員会の要請があった場合。
- 3 全会員の5分の1以上が理由を付した署名を提出した場合。

第16条 生徒総会は次の事項を審議する。

- 1 予算、決算の承認に関する事項。
- 2 役員の就任、解職に関する事項。
- 3 会則、細則、規定の改廃等に関する事項。
- 4 年間行事の計画。

5 その他HR委員会より提出された事項。

第4章 総務

第17条 総務は本会の最高執行機関で執行に関するすべての責任と権限を持つ。

第18条 総務は次の役員を持って構成する。

会 長	1名	文化委員長	1名
副 会 長	2名	体育委員長	1名
会 計 局 長	1名	生活委員長	1名
書 記 局 長	1名	美化委員長	1名
		図書委員長	1名
		保健委員長	1名

第19条 総務は次の事項を行う。

- 1 生徒会活動に関する事項の立案及び執行。
- 2 各専門委員会からの提案の受理。
- 3 議決機関から与えられた事項の執行。
- 4 各専門委員会の活動に関する事項の立案及び執行。
- 5 部長会に関する事項の立案及び執行。
- 6 その他必要な事項。

第20条 総務役員の任期は1年（7月1日～翌6月30日）とする。

第21条 総務役員はHR委員会に必ず出席しなければならない。

但し、発言権はあるが議決権はない。

第22条 総務役員はHR委員会の議決事項に関して1回に限り再審議を要求することができる。

第23条 会長は生徒会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故があった場合はその任務を代行する。

第24条 会長、副会長は本会のあらゆる会議に必要ならば出席して意見を述べることができる。

第 25 条 総務には次の専門委員会を置く。

- 1 文化委員会
- 2 体育委員会
- 3 生活委員会
- 4 美化委員会
- 5 図書委員会
- 6 保健委員会

第26条 各専門委員長は総務と各専門委員会との連絡を保ち各専門委員会の意志を反映する。

第5章 HR委員会

第27条 HR委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。

第28条 HR委員会は各ホームルーム（以下HRという）を代表する2名のホームルーム委員（以下HR委員という）によって構成する。

第29条 HR委員会では委員長1名、副委員長1名、書記1名を委員の中から選出する。

第30条 HR委員及び委員長，副委員長，書記の任期は半年とする。但し，欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第31条 HR委員会では次の場合にHR委員会をもち会長または委員長がこれを招集する。

- 1 委員長の要請があった場合。
- 2 会長の要請があった場合。
- 3 HR委員の3分の1以上の要請があった場合。
- 4 監査局長の要請があった場合。

第32条 HR委員会は次の事項を議決する。

- 1 総会の開会及び提案事項に関すること。
- 2 総務，各専門委員会，HR委員の3分の1以上，選挙管理委員会が要求した事項。
- 3 予算，決算の審議。
- 4 会則，細則，規定の改廃等の審議。
- 5 年間の行事計画等に関する議案の審議。

- 6 総務役員の不信任案の審議。
- 7 予備費利用に関する事。
- 8 その他必要な事項の審議。

第6章 専門委員会

- 第33条 各専門委員会は選挙によって選出された委員長と各HRから選出された2名の委員で構成する。ただし、体育委員会と保健委員会は、男女各1名の委員で構成する。
- 第34条 専門委員長は必要に応じて委員会を開き総務から指示のあった生徒会運営の細目について企画執行し、HR委員会に提出する議案を総務に具申する。
- 第35条 委員会では副委員長・書記を1名ずつ委員の中から選出する。委員会は必要に応じて委員長がこれを招集することができる。
- 第36条 文化委員会は会員の文化的関心・教養を高めることを目的とする。
- 第37条 文化委員会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。
- 1 文化祭・合唱祭その他の文化的行事の原案を作成し総務に具申し、その執行を行う。
 - 2 文化的教養と育成に関する事。
 - 3 文化系部活動の発展に関する事。
 - 4 その他必要な事項。
- 第38条 体育委員会は体育的な行事を通じて会員の体育へ関心を高め、体力づくりにつとめると共にスポーツマンシップを身につけることを目的とする。
- 第39条 体育委員会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。
- 1 体育祭・体育関係のクラスマッチの原案を作成し総務に具申しその執行を行う。
 - 2 生徒会の体育用具の管理・保管（部の用具を除く）。
 - 3 体育系部活動の発展に関する事。

4 その他必要な事項。

第40条 生活委員会は風紀の厳正向上を図ることを目的とする。

第41条 生活委員会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 生徒の校内での秩序の指導。
- 2 学校生活の発展に関すること。
- 3 生徒の風紀・安全に関すること。
- 4 その他必要な事項。

第42条 美化委員会は学校生活が心身共に健康に営まれるような美しい環境をつくることを目的とする。

第43条 美化委員会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 校内の美化に関すること。
- 2 掃除用具の管理。
- 3 奉仕活動に関すること。
- 4 その他必要な事項。

第44条 図書委員会は活動を通じて図書館活動に協力し、会員の図書館利用の便宜を図ることを目的とする。

第45条 図書委員会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 図書館に関すること。
- 2 学習に関すること。
- 3 その他必要な事項。

第46条 保健委員会は会員の健康への認識を深め、心身の健康増進に努めることを目的とする。

第47条 保健委員会は前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 保健衛生に関すること。
- 2 その他必要な事項。

第7章 選挙管理委員会

第48条 選挙管理委員会は各HRにより選出された2名ずつの選挙管理委員をもって構成し、次の事項を行う。

- 1 別に定める規定に則り生徒会役員選挙の管理。

2 生徒総会において採決が投票によって行われる場合、これを管理する。

3 選挙管理委員長及び副委員長は監査を行う。

第49条 選挙管理委員会では委員長1名、副委員長1名、書記1名を委員の中から選出する。

第8章 会 計

第50条 会計事務は会計局が行う。

第51条 会計局は選挙によって選出された局長と、会長により推薦された局員2名によって構成する。

第52条 会計局は次の事項を行う。

- 1 会計事務の処理。
- 2 予算原案ならびに決算報告書の作成。
- 3 その他必要な事項。

第53条 本会の経費は会員の納入金及びその他の寄付金等をもって、これにあてる。

第54条 入会金及び会費の金額については別に定める。

第55条 会費は本校が指定する月に納入するものとする。

第56条 本会の一会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第57条 本会の経費は本校事務室が管理・出納する。

第58条 予算作成の方法は次の順序によるものとする。

- 1 各機関及び各部より要求額を提出する。
- 2 会計局は各機関及び各部の意向を聞き原案を作成する。
- 3 総務で原案を審議する。
- 4 HR委員会で原案を審議し議決する。
- 5 生徒総会で承認を得る。

第59条 会計局は年度末に決算報告書を作成し、監査の委員の監査を受けなければならない。

第60条 会計局は会員の要求があればH R委員会を通し、会計を公開しなければならない。

第9章 書 記

第61条 記録、庶務は書記局が行う。

第62条 書記局は選挙によって選出された局長と、新会長により推薦された2名の局員により構成する。

第63条 書記局は次の事項を行う。

- 1 庶務に関すること。
- 2 生徒総会、H R委員会、総務の記録及び書類の保管。
- 3 生徒会の公有財産の整理及び保管。

第10章 監 査

第64条 監査は選挙管理委員長及び副委員長により行われる。

第65条 監査の項目

- 1 会計に関する監査
- 2 総務及び各専門委員会のもつ権限の監査
- 3 部活動の実態調査及び監査
- 4 生徒総会、H R委員会の議決に関する監査
- 5 その他必要な事項

第66条 監査の委員は監査・勧告ができるが、最終決定は生徒総会、H R委員会においてなされる。

第67条 監査の委員は生徒総会、H R委員会に議題を提出することができる。

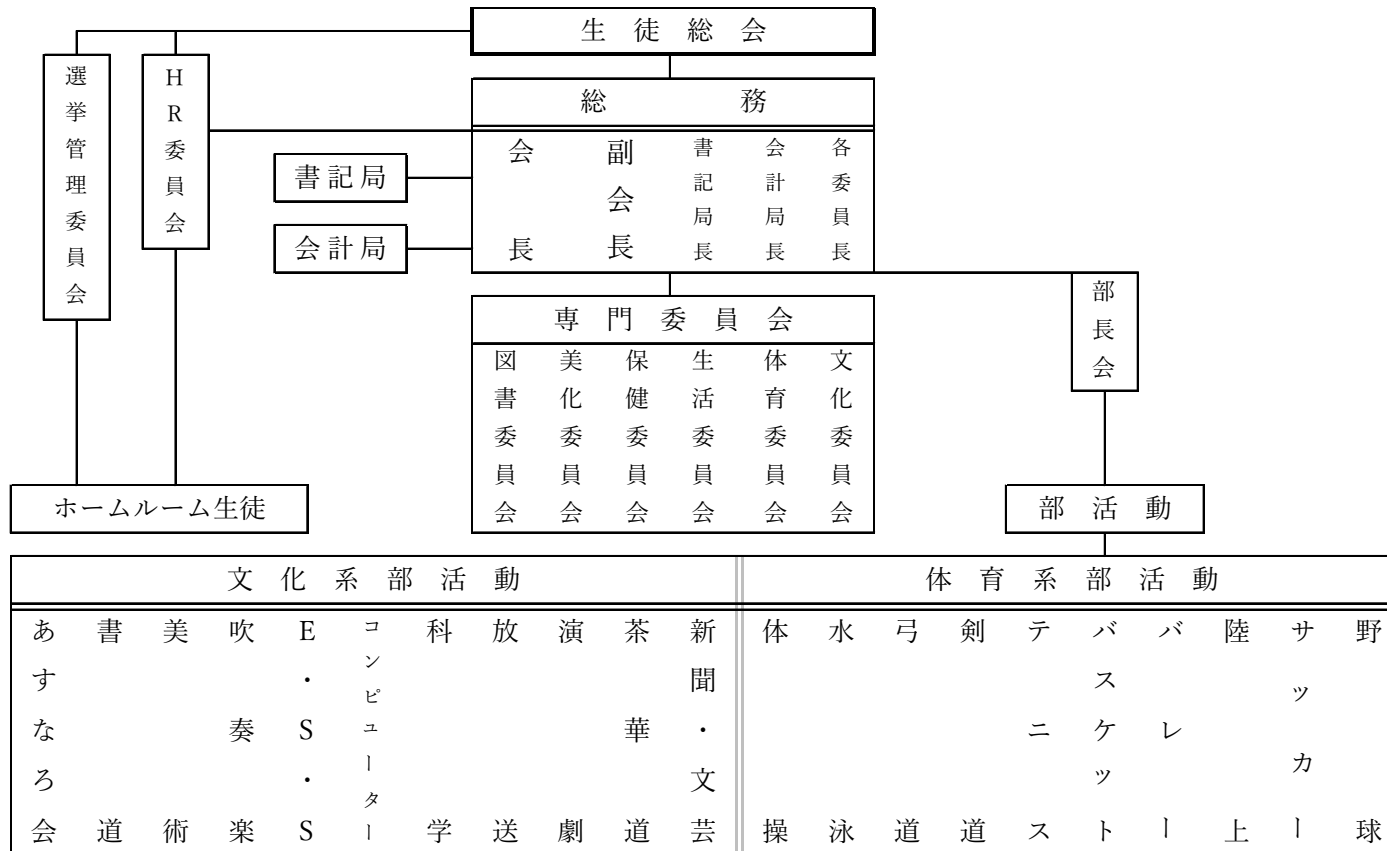
第11章 付 則

第68条 広島市立美鈴が丘高等学校生徒会会則は昭和63年7月19日から効力を発する。

第69条 本会に定めるすべての役員は会長の承認により兼任することができる。

第70条 部活動細則，遠征費補助規定，慶弔規定，及び選挙管理
規定については別に定める。

生徒会機構図



部活動細則

第1章 目的

第1条 部活動は生徒会の有志をもって構成し、生徒の個性・才能の伸長をはかり、本会の部活動の発展を期する。

第2章 組織

第2条 部活動は原則として本校内に活動場所を有する。なお、部活動には顧問を1名以上おき、本校の教職員がこれにあたる。

第3条 部活動は部長・副部長・会計各1名を選出し、活動計画表・会計簿を備えなければならない。

- 1 部長は部活動の代表者として部活動を統率し、部活動に関する一切の責任を負う。
- 2 副部長は部長を補佐し、部長に事故等のある場合はその任務を代行する。
- 3 会計は部活動費の経理を行い、備品の管理・保管を行う。

第3章 活動

第4条 各部活動は安全面において、人的・物的諸条件を満たして、活動するものとする。

第5条 部活動の入部・退部は会員の自由であるが、生徒会及び部活動の秩序を乱してはならない。

入退部の際は、それぞれ所定の入部届・退部届に必要事項を記入し、顧問に提出しなければならない。

第6条 各部活動は年度の初めに活動計画書と部員名簿を、終りに活動報告書を総務へ提出しなければならない。

第7条 部活動内の運営は顧問の指導・監督のもとに、各部活動の部長が責任を持ち、これにあたる。

第8条 活動時間については次のように定める。

- 1 夏季は18：30までに活動を終了し、19：00までに完全下校する。冬季は18：00までに活動を終了し、18：30までに完全下校する。
- 2 早朝練習は、学校施設の利用上の制約から当該時間を活用する必要があるなど特段の事情があり、部活動顧問から申し出があった場合は、事前に保護者の理解を得られた場合のみ、校長が期間を定めて、これを許可できるものとする。
- 3 平日は週に1度以上活動を行わない日を設ける。また、土日の休業日は、1日以上活動を行わない。（広島市立中・高等学校部活動の方針による）

第9条 上の活動規定に反した場合、総務は一定の期間、活動を停止させることができる。

第4章 予 算

第10条 本生徒会は、部活動には生徒会予算より部活動費として配分を認めるが、同好会には認めない。

大会参加などの遠征費の支給についても、これに準ずる。
遠征費の支給については、遠征費補助規定を別に定める。

第5章 部活動新設

第11条 部活動新設のためには、本細則第1条～第4条までのすべてに適合し、かつ以下の条件を満たさなくてはならない。

- 1 同好会としての活動が、会計年度2年を有する。
- 2 部活動としての活動を維持できる必要最低人数を有する。
- 3 必要事項を記した部活動新設申請書を提出している。
- 4 現部活動が廃部になった場合。

第12条 部活動の新設は次のルートにより決定される。なお、新設された部活動の活動開始は、翌会計年度からとする。

総務（原案作成）→ HR委員会（審議）→

生徒総会（審議決定）

第13条 新設を認められなかった同好会は、そのまま同好会として活動できる。

第14条 総務は翌年度の予算案を立案する前に、新設を申請している同好会の審議の手続きをとらなければならない。

第6章 部活動廃止

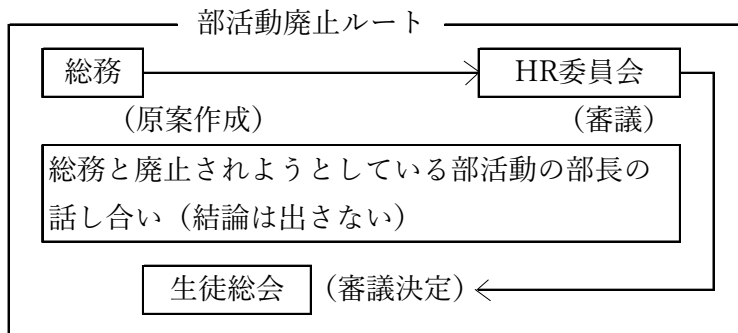
第15条 次のいずれかの事項に該当する場合、総務は部活動廃止の原案を作成することができる。

- 1 第2章第2条を満たすことができなくなった場合。
- 2 第5章第11条の2を満たすことができなくなった場合。
- 3 生徒会の部活動としての適性を欠き、校内の秩序を乱した場合。
- 4 文化系部活動の文化祭不参加の場合。
- 5 運動系部活動は1年間主要大会（高体連主催）に出場なかった場合。（混合チームは出場とする）
- 6 部活動部長会への部長（または代表者）の不参加が続いた場合。

第16条 部活動廃止原案作成に当たり、総務は必要に応じて当該部活動の部長（または代表者）及び顧問と話し合う。

第17条 総務が部活動廃止原案を作成し、HR委員会で審議し、生徒総会で審議決定する。

第18条 部活動の廃止は次のルートにより決定される。なお廃止は翌会計年度からとする。



第19条 部活動廃止案は，生徒総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば可決される。

第20条 廃止された部活動は，審議の結果その新設が認められると，同好会として活動することができる。

第21条 総務は，翌年度の予算案を作成する前に，廃止されようとしている部活動の審議の手続きを取らなければならない。

第7章 同好会

第22条 同好会として活動するに当たって，次の規定を守らなければならない。

- 1 同好会には会員が3名以上いること。
- 2 指導，監督できる顧問を2名以上おくこと。なお顧問は本校の教職員がこれに当たること。
- 3 本校内に安全な活動場所があること。

第23条 同好会の活動は，目的がはっきりしており，そのために必要な人数等の条件が満たされていなければならない。

第24条 同好会への入会は，部活動入部に関係なく，入会に関する制限はない。

第25条 同好会結成は次のようにして認められる。

- 1 同好会結成申請を受けて，総務が審査し，原案を作成した後，部長会に報告する。

- 2 HR委員会で審議し承認する。
- 3 同好会の活動年限は1年とし、毎年度申請の手続きを取らなければならない。

第8章 部活動合宿

- 第26条 合宿は原則としてセミナーハウスを使用する。
- 第27条 合宿を行う部活動は、行事計画・日課表及び予算書を準備し、学校長の許可を得なければならない。ただし、同好会については許可しない。
- 第28条 合宿の泊数は年間6泊8日以内とし、長期休業中と大型連休中に限り実施することができる。
- 第29条 合宿へ参加する部員は、保護者・顧問の承認を得なければならない。
- 第30条 合宿中は、必ず顧問が生徒と起居をともにしなければならない。
- 第31条 合宿中は顧問及び部長が責任者となり、指導引率しなければならない。
- 第32条 顧問は合宿終了後、その状況について学校長に報告しなければならない。

第9章 大会参加

- 第33条 大会参加の場合、授業を欠席することは原則として認めない。しかし次の1～5の場合のみ出席扱いとし、大会参加できる。
- 1 広島県教育委員会、広島市教育委員会及び県高体連・高野連が主催する大会。
 - 2 国民スポーツ大会及びその予選会。
 - 3 全国高体連・高野連の全国大会に県代表として出場権を得た場合。
 - 4 前項の資格獲得のため県予選会へ出場する場合。

- 5 その他学校長が認めた場合。
なお文化系部活動の大会参加についてもこの1～5に準ずるものとする。

第10章 部室使用

- 第34条 部室は本校生徒の部活動の推進を図るため、必要な用具の保管と更衣及び活動をするために設置してある。
- 第35条 部室の管理は、顧問の指導を受けながら部長が責任を持って行うものとする。
- 第36条 部室は部活動時間中に限り使用することができる。
- 第37条 部員は、部室の整理・整頓・清掃に努めなければならない。
- 第38条 部室を破損汚損してはならない。もし破損汚損した場合は、顧問に届け、原則として部で弁償するものとする。
- 第39条 この使用規定に違反した場合、総務は一定の期間、部室の使用を禁止することができる。

遠征費補助規定（令和８年改訂版）

（目的）

第１条 本規定は生徒会の部活動における遠征費補助に関する必要な事項を定め、補助が円滑に行われることを目的とする。

（補助）

第２条 補助は、生徒会の予算の範囲内において部活動に対して行い、補助の対象は次のとおりとする。

１ 補助対象となる大会

原則、広島県内で開催される大会のうち以下のものを対象とする。

（１）体育系部活動

高等学校体育連盟、高等学校野球連盟の主催並びに共催する大会

（２）文化系部活動

高等学校文化連盟、高等学校文化関係の各連盟が主催する大会

（３）体育系部活動・文化系部活動共通

文科省・広島県教育委員会・広島市教育委員会が主催する大会や行事で、総務が必要と認めたもの

（４）上記以外の団体が主催する大会・行事で、総務が特に必要と認めたもの

２ 補助対象となる人員

対象人員は次のとおりとする。

（１）体育系部活動

イ 団体種目

正選手、種目により定められた補欠等及びマネージャー（１名まで）の合計人員

ロ 個人種目

出場人員、実施要項で補助にあたることが要請されて

いる生徒（1名まで）の合計人数

(2) 文化系部活動

出場人員

3 補助の限度

補助は各部とも年度内3大会までとする。ただし、総務が認めた場合には、3大会を超える場合であっても補助を行うことができる。

(申請及び承認)

第3条

- 1 補助を受けようとする場合には、各部の部長又は会計は、所定の申請様式に必要事項を記入のうえ、大会要項、メンバーリスト等を添えて、原則として、遠征日の14日前までに会計局に申請するものとする。
- 2 会計局及び総務は、本規定に基づき審査し、承認する。

(規定の改正)

第4条

- 1 本規定の改正は、総務によって発議し、審議することができる。
- 2 本規定の改正は、生徒総会の承認を必要とする。

(臨時の徴収)

第5条 本規定による支出が困難な場合であって、総務で特に必要と認めたものについては、生徒総会の承認を得て臨時に会費を徴収することができる。

(交通費の補助)

第6条

- 1 補助額は、集合場所（部として集合し、出発する場所）から目的地（会場）までの間の往復に要する、最も合理的かつ経済的な交通機関の運賃に補助対象となる人員数を乗じた額の5分の4を基本とする。ただし、10円以下の端数は切り捨てとする。

2 補助額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

- (1) 目的地（会場）が広島市内の場合には、1にかかわらず、学校から広島バスセンターまでの往復のバス運賃に
対象となる人員数を乗じた額の5分の4と1で算出され
た額とを比較し、いずれか低い額とする。
- (2) 使用する交通機関がJRの場合の運賃は、路線距離が100km
を超える場合には学割を、また旅行する生徒が8人以上
となる場合には団体割引を利用するものとして算定する。
- (3) 新幹線、タクシーの利用は認めない。
ただし、①会場までの往路において、大会当日に出発す
る場合で、在来線の利用では大会開始時刻までに会場に
到着できないが、新幹線を利用すれば到着できる場合、
②大会終了後の帰路において、在来線の利用では午後8
時までに広島駅に到着することができないが、新幹線
を利用すれば到着することができる場合のいずれかに該当
する場合には、新幹線の利用若しくは前泊又は後泊のい
ずれかを選択することができるものとする。なお、新幹
線を利用する場合には該当区間の自由席特急料金全額を
支給するものとして算定する。
- (4) 目的地が市外の場合であって、部でバスを借り上げて移
動する場合には、そのバス借上げに要する額と本条前項
までに定める方法によって算出した額とを比較し、いず
れか低い額を算定額とする。

（宿泊費の補助）

第7条

- 1 宿泊費とは、旅館経費を意味し、一人1泊3,000円を限度
とする。なお、実際に要した費用がこれを下回る場合には
実際に要した額とする。
- 2 前泊又は後泊については、次の場合に限り認めるものとする。
 - (1) 前泊は、大会当日の出発では大会開始時刻までに会場に

到着できない場合

- (2) 後泊は、大会終了後直ちに会場を出発しても午後8時までに広島駅、西広島駅若しくは五日市駅のいずれかの駅に到着できない場合

(機材等運搬費の補助)

第8条 機材等の運搬費は、総務が認めた場合のみ支給する。

(精算)

第9条 補助を概算払いにより受けた場合、各部の部長又は会計は、遠征終了後7日以内に会計局に精算報告を行うものとする。補助に残余金がある場合には指定された期限(精算報告日から7日以内)までに返納するものとする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は総務及び会計局で審議し決定する。

付 則

広島市立美鈴が丘高等学校遠征費補助規定は生徒総会において承認された当日よりその効力を発揮するものとする。

県外遠征等(中国大会・全国大会)については、PTA部活動費より支給する。

付則(令和2年4月6日改正)

1 本改正は、令和2年4月6日から施行する。

付則(令和6年3月19日改正)

1 本改正は、令和6年3月19日から施行する。

付則(令和7年3月19日改正)

1 本改正は、令和7年3月19日から施行する。

付則(令和8年3月19日改正)

1 本改正は、令和8年3月19日から施行する。

選 挙 規 定

第 1 章 総 則

第 1 条 本選挙規定は、広島市立美鈴が丘高等学校生徒会役員の選挙を公明かつ適正に行うことを目的とする。

第 2 条 選出する役員は次のとおりとする。

生徒会長 1 名，副会長 2 名，書記局長 1 名，
会計局長 1 名，文化委員長 1 名，体育委員 長 1 名，
生活委員長 1 名，美化委員長 1 名，図書委員長 1 名，
保健委員長 1 名。

第 2 章 選挙権・被選挙権

第 3 条 本校生徒会会員であれば第 2 条の役員において選挙権，被選挙権を有する。

第 4 条 選挙管理委員は，第 3 条の権利を有しない。

第 3 章 選挙管理委員会

第 5 条 選挙管理委員会は本生徒会会員の選挙に際して，選挙の実施管理及び選挙に関する事務を行う。

第 6 条 選挙管理委員会は，各HRより選出された各 2 名ずつの委員（生徒会役員は除く）によって構成され，その任期は，4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。ただし，欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

第 7 条 選挙管理委員の互選により委員長 1 名，副委員長 1 名，書記 1 名を選出する。

第 8 条 委員長は委員会に関する事務を処理し，委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があった場合はその任務を代行する。書記は委員会に関する事務に従事する。また，委員長は必要に応じて委員会を招集

する権利を有する。

第9条 選挙管理委員会は次の任務を有する。

- 1 選挙の告示。
- 2 立候補届出用紙の作成。
- 3 立候補の承認並びに公示。
- 4 選挙人名簿の作成。
- 5 投票用紙の作成。
- 6 立会演説会の設定。
- 7 投票場の準備及び管理。
- 8 開票及びその結果の発表と当選者の確認。
- 9 開票記録の作成。
- 10 違反行為のあった場合の処置。
- 11 生徒会役員選挙以外の全校投票の票決。
- 12 その他選挙規定に基づく運営。

第4章 選挙

第10条 立候補者は立候補届を受付締切日までに選挙管理委員会に届け出るものとする。

第11条 (削除)

第12条 立候補に関する期間。

告示（投票日より原則として15日前）

受付開始日（投票日より原則として15日前）

受付締切日（告示より5日後の17時を原則として、締切の時間は選挙管理委員会が定める。）

運動締切日（投票日の前日17時）

投票日（告示より原則として15日後16日目）

第13条 選挙管理委員会は、立候補者氏名を受付締切日の翌日に公示する。ただし、届出のあった立候補者数とその選挙における定数に満たない場合は、締切日を5日間延長する。

第14条 立候補辞退は、立会演説会までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第15条 任期満了に伴う役員の選挙は年度末を行うことを原則とする。ただし、次に示す事項が生じた場合、その時点から20日以内に選挙を行わなければならない。

1 生徒会長が解職または、何らかの理由で不在となった場合。

2 その他の総務役員が信任投票で不信任と議決された場合。

第16条 投票用紙は選挙人1人に対し、投票用紙1枚を交付する。

第17条 投票用紙には立候補者の氏名列記し、投票者は自分の投票すべき氏名の上に○印をつける。

第18条 すべての選挙は全生徒会会員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。ただし第3学期に選挙を行う場合は、選挙管理委員会の判断において、第3学年に在籍する生徒会の会員数を除くことができる。

第19条 会長候補、会計局長候補、書記局長候補、及び各専門委員長候補については、それぞれ最高得票者を当選者とする。また、副会長候補については得票数の上位の者を当選者とする。

第20条 当選者を定めるに当たり、投票数が同数である場合は決選投票を行う。

第21条 立候補者が定員内の場合は無投票で当選とする。

第22条 選挙管理委員会は投票終了後、即日、開票を行い投票数を計算する。なお開票は、選挙管理委員により教職員立ち会いのもとに、投票の効力を調べてこれを行う。

第23条 生徒会長候補がない場合は、再告示を行う。ただし、その日程については選挙管理委員会が定める。

第24条 副会長、会計局長、書記局長、会計局員、書記局員に立候補がない場合、または定員に満たない場合は、新会長が推薦し生徒総会で承認を得る。

第25条 専門委員長に立候補がない場合は、それぞれの専門委員会で選出し、生徒総会で承認を得る。

第26条 当選者の決定した場合、選挙管理委員会は直ちに当選の旨を告知する。

第27条 当選者が就任を辞退する場合は、当選の告知を受けてから3日以内に文書によって、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第28条 当選を辞退した場合は、次点の者を繰り上げて当選とする。なお、次点の者がいない場合は、第23条、第24条、第25条に準ずるものとする。

第29条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を用いない場合。
- 2 必要以上のことを記入した場合。
- 3 誰に投票したのか不明瞭な場合。
- 4 その他選挙管理委員が無効と定めた場合。代理投票はこれを認めないが、不在者投票はこれを認める。

第5章 選挙運動

第30条 立候補者は、立候補が承認された直後から投票日の前日の午後5時まで選挙運動を行うことができる。ただし、違反のないよう公明正大に行わなければならない。

第31条 ポスターは選挙管理委員会が交付した用紙に限り所定の枚数（10枚以内）だけ使用することができるが、ポスターの様式は随意とする。ただし、立候補する役員名・氏名を明記しなければならない。また、掲示場所は選挙管理委員会の指示に従う。

第32条 次に示す選挙運動は違反とみなす。

- 1 マイクを使用した場合（連呼は差し支えない）。
- 2 個人的な投票の依頼または投票を強要した場合。
- 3 校外で選挙運動をした場合。

- 4 他の立候補者を中傷した場合。
- 5 選挙管理委員会によって選挙運動が公明正大でない認められた場合。

第33条 第30条，第31条，第32条に違反しない限り，一切の選挙運動は正規の授業時間以外において自由である。

第34条 立会演説会は選挙管理委員会の指定する日時，場所において行う。演説は立候補者が3分間，応援演説者が2分間行うことができる。ただし，応援演説者は2名以内とする。

第35条 以上の規定に違反した場合，その他の違反行為の事実を選挙管理委員会が確認した場合，選挙管理委員会は違反者の選挙権，被選挙権を1年間停止することができる。

第36条 選挙管理委員は，一切の選挙運動を行ってはならない。また，全ての候補者の応援演説者となることもできない。

第6章 解 任

第37条 全生徒会会員の3分の1以上の署名をもって，選挙管理委員会に対し生徒会総務役員の解任請求を行うことができる。

第38条 選挙管理委員会は請求のあった日から5日以内に署名の事実を確認しなければならない。ただし，確認とは下記のことをいう。

- 1 有効署名者数を調べる。
- 2 署名者自身が署名したかどうかを調べる。

第39条 解任請求が第38条の1，2によって有効と認められた場合，選挙管理委員会は10日以内に信任投票を行わなければならない。

第40条 解任は有効投票数の3分の2以上の不信任をもって成立する。

第41条 総務は信任投票までに解任に関する意見交換の場を設ける。

第42条 選挙管理委員会は信任投票の結果を公示しなければならない。
い。

第43条 選挙管理委員会は信任投票により解任が成立した日から
起算して3日以内に告示を行わなければならない。

第7章 付 則

第44条 生徒会役員選挙に要する費用は生徒会の負担とする。

第45条 本選挙規定以外に生ずる選挙に関する議案については、
すべて選挙管理委員会の議決によって決定する。

第46条 公正なる選挙を乱す者が出た場合、選挙管理委員会は必
要な処置をとることができる。

第47条 本選挙規定は生徒総会において承認された日から効力を
発するものとする。

慶 弔 規 定

第1条 広島市立美鈴が丘高等学校生徒会は会員並びに教職員，及びその家族の慶弔事に関して祝意あるいは哀悼の意を表すためにこの規定を設ける。ただし，この規定で定める教職員には，臨時教職員も含めるものとする。

第2条 会員並びに教職員の死亡に関しては次のように定める。ただし，この規定で定める教職員の両親とは，教職員の実父母及び同居の養父母をいう。

対 象	内 容
会 員 ・ 教 職 員	香典10,000円と花環・弔電
会 員 の 保 護 者	香典3,000円と花環・弔電
教 職 員 の 両 親 ・ 配 偶 者 ・ 子 供	香典3,000円と花環・弔電

第3条 会員並びに教職員が災害にあった場合または病気・負傷のため1ヶ月以上の休暇療養を必要とする場合は3,000円の見舞いをする。

第4条 この規定以外の慶弔事に関してはその都度会長と生徒会顧問が協議する。

付 則

広島市立美鈴が丘高等学校慶弔規定は生徒総会において承認された当日よりその効力を発揮するものとする。